

令和8年6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和8年6月8日（月） 午後3時10分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均
酒井 勉 ・ 清水 健吉 ・ 高橋美穂子 ・ 舘林 朋子
永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢 ・ 林 明
林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範
山中 敏彰

欠席委員

梶下 信孝

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治
福井 恒夫 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男
村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	坂井 隆介	主幹	小栗 健一郎
副主幹	佐藤 智香	副主幹	佐々木 宗弘
主任	小栗 照之	主任主事	近藤 聡美
主任主事	桂川 裕貴	主事	堀内 悠生

議 事

議案第 22 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
議案第 23 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
議案第 24 号	特定農地貸付けの承認について
議案第 25 号	令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
報告第 19 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
報告第 20 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
報告第 21 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和8年第6回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号15番、舘林朋子委員、議席番号16番、高橋美穂子委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第22号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について」、今回の申請は、所有権の移転23件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(西垣隆委員 本田忠男委員退席)

小栗主幹

それでは、議案第22号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。
3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番、日野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では野菜を栽培するものです。
2番、3番、長良地区の申請は、農業経営の合理化を図るための所有権移転です。
3ページをお願いします。
4番、5番、6番鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
4ページ及び5ページをお願いします。

7 番、鷺山地区及び常磐地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

8 番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9 番、北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

10 番、岩野田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6 ページをお願いします。

11 番、方県地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では、野菜を栽培するものです。

12 番、鶉地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

13 番、七郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7 ページをお願いします。

14 番、七郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

15 番、日置江地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

8 ページをお願いします。

16 番、日置江地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

17 番、日置江地区の申請は、家族間の贈与による所有権移転です。

18 番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では野菜を栽培するものです。

19 番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9 ページをお願いします。

20 番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では野菜を栽培するものです。

21 番及び 22 番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

10 ページをお願いします。

23 番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では野菜を栽培するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 22 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1 番、日野地区は、高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

1 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

5 月 29 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番及び 3 番、長良地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

2 番及び 3 番の申請は、農業経営の合理化を図るため、受人へ畑を譲り渡すものです。

それぞれ 5 月 27 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜及び果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 番、5 番及び 6 番、鷺山地区、7 番、鷺山地区・常磐地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

4 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

5 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

6 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

7 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。

申請地では、水稻及び野菜を栽培される予定です。

各受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして 8 番、南長森地区、9 番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林委員	8 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。 申請地では、果樹を栽培される予定です。 9 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。 申請地では野菜を栽培される予定です。 それぞれ 5 月 28 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。 いずれの受人も、地元の取り決めなどを十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、10 番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いします。
酒井委員	10 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。 申請地では、野菜を栽培される予定です。 受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、11 番、方県地区は、野々村貢委員、お願いします。
野々村委員	11 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。 5 月 26 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。 申請地では、一般野菜を栽培される予定です。 受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、12 番、鶉地区は、事務局より説明します。
小栗主幹	12 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。 5 月 29 日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び、受人と共に、現地確認を行いました。 申請地では、盛土をおこない、果樹の柿、イチジクを栽培される予定です。 受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えているとのことです。

議 長

続きまして、13 番及び 14 番、七郷地区は、事務局より説明します。

小栗主幹

13 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

続きまして、14 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。

申請地では、水稻、及び野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして 15 番、16 番、17 番、日置江地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

15 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、花きを栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、16 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。

申請地では、水稻及び野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、17 番の申請は、譲受人の母から譲受人に、畑を家族間で贈与するものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、18 番及び 19 番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

18 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

山中委員

続きまして、19 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

5 月 28 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、野菜及び果樹を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、20 番、三輪春近地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

20 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

4 月 27 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、21 番及び 22 番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

21 番及び 22 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

5 月 28 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、それぞれ柿を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、23 番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

23 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

5 月 22 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会を行いました。

申請地では、ジャガイモ、キュウリ、玉ねぎを栽培される予定です。

江崎委員

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第 22 号について何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案 第 22 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

(西垣隆委員 本田忠男委員復席)

議長

続きまして、議案第 23 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請」の審議について、今回の申請は、所有権の移転 2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第 23 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

12 ページの総括表をご覧ください。

今回は、2 件、2,105 平方メートルです。

13 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、建設業駐車場及び資材置場に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

なお、1 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、43 ページに位置図を付けてございますので、ご確認ください。

転用される場所は、西部事務所から、北へ約 400 メートルほどの農地です。

小栗主幹

2 番、西郷地区の申請は、所有権移転により、製造業駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

なお、2 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、44 ページに位置図を付けてございますので、ご確認ください。

転用される場所は、岐阜市立特別支援学校から、北東へ約 200 メートルほどの農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 23 号について事務局から説明がありました。

1 番、黒野地区及び、2 番、西郷地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1 番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

1 番の申請は、建設業駐車場及び資材置場として転用するものです。

5 月 26 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2 番の申請は、製造業駐車場として転用するものです。

5 月 28 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 23 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 23 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 24 号、「特定農地貸付けの承認について」、今回の申請は 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第 24 号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第 3 条の許可が必要となりますが、次の 5 つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5 つの条件とは、1 つ目、1 区画が 10 アール未満の貸し付けであること。

2 つ目、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。

3 つ目、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。

4 つ目、5 年を超えない貸付期間であること。

5 つ目、その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

15 ページの申請明細をご覧ください。

1 番、三里地区の申請は、市街化区域内の田で、面積が 259.7 平方メートル、貸付区画が 5 区画、貸付期間が最長で 5 年です。

貸付協定は、令和 8 年 5 月 18 日に締結されています。

この申請は、特定農地貸付けの 5 つの条件をすべて満たし、適正であると認められます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 24 号について説明を受けました。

議案 第 24 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 24 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 25 号、「令和 7 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第 25 号についてご説明いたします。

議案第 25 号は、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況を公表するものです。

17 ページをご覧ください。

I、「令和 7 年 4 月 1 日現在の「農業委員会の状況」についてです。

1、「農業委員会の現在の体制」、2、「農家・農地等の概要」につきまして
は記載のとおりでございます。

18 ページをお願いします。

II、「最適化活動の実施状況」の「農業委員会の実績および点検・評価結果」
についてご説明します。

1、「最適化活動の成果目標」の（１）「農地の集積」の、①「現状及び課題」
について、管内の農地面積は 3,770 ヘクタール、集積面積は 1,093.0 ヘクタール、
集積率は 29.0 パーセントです。

課題については記載のとおりです。

②「目標」及び③「実績」について、目標集積率 31.7 パーセントに対して、実
績集積率が 30.4 パーセントでございます。

達成状況は 95.9 パーセントです。

点検結果は記載のとおりです。

続きまして、（２）「遊休農地の発生防止、解消」についてご説明します。

①「現状及び課題」について、直近の利用状況調査により判明した遊休農地面
積は、14.8 ヘクタールです。

課題については記載のとおりです。

②「目標」の遊休農地の解消目標面積が 3.7 ヘクタールに対して、19 ページの
③「実績」の遊休農地の解消実績面積が 2.0 ヘクタールです。

よって、達成状況は 54.1 パーセントです。

農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

続きまして、(3)「新規参入の促進」についてご説明します。

①「現状及び課題」について、令和7年度は新たに1経営体が参入しました。課題については記載のとおりです。

②「目標」の「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地」の目標面積が0.8ヘクタールに対して、20ページの③「実績」の実績面積が0.4ヘクタールです。

よって、達成状況は50.0パーセントです。

農業委員会の点検結果は、記載のとおりです。

続きまして、2、「最適化活動の活動目標」についてご説明します。

(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1人あたり月10日でした。

(2)「活動強化月間の設定回数」について、①「目標」は年3回で、内容は記載のとおりです。

②「実績」は年3回で、結果は記載のとおりです。

21ページをお願いします。

(3)「新規参入相談会への参加」については、①「目標」の2回に対して、②「実績」は1回です。

内容については記載のとおりです。

目標の達成状況について、令和4年2月25日付け、農林水産省経営局農地政策課長通知の「農業委員会による最適化活動の推進等について」にある、別表「目標の達成状況の標語の適用方法」に基づき、目標の達成状況の標語を記載いたしました。

22ページをお願いします。

Ⅲ、「事務の実施状況」についてご説明します。

1、「総会、部会の開催実績」については記載のとおりです。

2、「農地法第3条に基づく許可事務」について、令和7年度処理件数は132件です。

3、「農地転用に関する事務」について、令和7年度処理件数は、63件です。

4、「違反転用への対応」は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 25 号について説明を受けました。
議案第 25 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。
御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 25 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。
議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第 19 号から第 21 号について、事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、報告第 19 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について」説明いたします。
24 ページをお願いします。
許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。
届出は、22 件、合計 35,202.47 平方メートルです。
続きまして、報告第 20 号、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。
26 ページをお願いします。
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。
届出は、6 件、合計 1,904.00 平方メートルです。
明細は、27 ページ、28 ページです。
続きまして、報告第 21 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。
30 ページをお願いします。
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。
届出は、41 件、合計 20,282.00 平方メートルです。
明細は、31 ページから 42 ページです。
農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 8 年 5 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。
以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。
それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。
ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 50 分閉会を宣す。